

事業被害防止のため特定ライフル銃※を所持する方へ

※ 銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの1/5以上1/2以下のもの

認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者・ 被害防止計画捕獲従事者として所持する方

1 対象となる方

- 認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者
- 被害防止計画捕獲従事者
(鳥獣被害対策実施隊の隊員を含む)

のうち、特定ライフル銃を使用した捕獲等を行う必要がある方

2 可能となる使用方法

事業者等・市町村の捕獲従事者としての活動に加え以下の使用方法が可能となります。

- **場所**
捕獲従事者として活動する区域を含む都道府県の中で都道府県知事から確認を受けた地域・区域
- **捕獲可能な獣類**
都道府県知事から確認を受けた獣類
- **方法**
許可捕獲・狩猟免許による捕獲

3 所持許可の手続の流れ

STEP 1

「推薦書」の交付を受ける

申請先

- ▶ 認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者の方 **事業者等**
- ▶ 被害防止計画捕獲従事者の方 **市町村**

手続

ご自身が「特定ライフル銃を使用して捕獲等に従事する必要がある」ことを証明する「推薦書」の発行を依頼してください。

STEP 2

「確認書」の交付を受ける

※ 被害防止計画捕獲従事者の方は市町村が手続を行います。

申請先

捕獲従事者として活動する都道府県

手続

ご自身が行う捕獲活動が「都道府県内の事業被害防止に広く資する活動である」ことを証明する「確認書」の発行を依頼してください。

STEP 3

猟銃の所持許可申請

申請先

ご自身の**住所地**を管轄する警察署

手続

下記の書類を持参して、公安委員会宛てに**猟銃の所持許可申請**を行ってください。

- STEP1の**推薦書**
- STEP2の**確認書**
- そのほか**猟銃の所持許可申請に必要な書類**

別途猟銃の所持許可申請に必要な手続も並行して進めることができます

- 初心者講習会の受講
- ライフル銃の教習資格認定・射撃教習受講
(初めて猟銃を持つ場合のみ) (まだライフル銃を持っていない場合のみ)

4 特定ライフル銃を所持する際の注意事項

● 各種法令事項の遵守

通常の手順による所持許可を受けた場合と同様に下記の事項を遵守してください。

- 使用実績報告書・帳簿の記載
- 更新時の技能講習の受講
(ライフル射撃場での単弾射撃による講習)
- そのほか銃刀法、鳥獣保護管理法、火薬類取締法などの法令

● 「許可の条件」に沿った使用

捕獲できる獣類や区域が、所持許可証の「許可の条件」に記載されています。この条件に沿って使用するようにしてください。

● 更新時の「推薦書」「確認書」の再提出

所持許可更新のときには、あらためてこれらの書類の交付を受け、警察署に提出してください。